

MCN でんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点
 - ・一部内容改定、適用単価の変更
2. 電気料金メニュー約款 (MCN でんき) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後																																				
第1条	<p>この電気料金メニュー約款 (以下「料金メニュー約款」といいます。) は、当社の電気需給約款 (以下「本約款」といいます。) にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで九州電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。</p>	<p>この電気料金メニュー約款 (以下「料金メニュー約款」といいます。) は、当社の電気需給約款 (以下「本約款」といいます。) にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで九州電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。<u>料金メニュー約款に定めのない事項</u>に関しては、本約款の定めを準用いたします。</p>																																				
第4条 第1項	<p>1.MCN でんきプラン B</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 1576 858 1841"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>313 円 27 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>469 円 91 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>626 円 54 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>939 円 81 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,253 円 08 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,566 円 35 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,879 円 62 銭</td></tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 1984 858 2119"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>18 円 16 銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット</td><td>22 円 89 銭</td></tr> </table>	契約電流 10 アンペア	313 円 27 銭	契約電流 15 アンペア	469 円 91 銭	契約電流 20 アンペア	626 円 54 銭	契約電流 30 アンペア	939 円 81 銭	契約電流 40 アンペア	1,253 円 08 銭	契約電流 50 アンペア	1,566 円 35 銭	契約電流 60 アンペア	1,879 円 62 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 16 銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット	22 円 89 銭	<p>1.MCN でんきプラン B</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載の X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="906 1576 1500 1841"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>313 円 27 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>469 円 91 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>626 円 54 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>939 円 81 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,253 円 08 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,566 円 35 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,879 円 62 銭</td></tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="906 1984 1500 2119"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>18 円 25 銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット</td><td>22 円 98 銭</td></tr> </table>	契約電流 10 アンペア	313 円 27 銭	契約電流 15 アンペア	469 円 91 銭	契約電流 20 アンペア	626 円 54 銭	契約電流 30 アンペア	939 円 81 銭	契約電流 40 アンペア	1,253 円 08 銭	契約電流 50 アンペア	1,566 円 35 銭	契約電流 60 アンペア	1,879 円 62 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 25 銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット	22 円 98 銭
契約電流 10 アンペア	313 円 27 銭																																					
契約電流 15 アンペア	469 円 91 銭																																					
契約電流 20 アンペア	626 円 54 銭																																					
契約電流 30 アンペア	939 円 81 銭																																					
契約電流 40 アンペア	1,253 円 08 銭																																					
契約電流 50 アンペア	1,566 円 35 銭																																					
契約電流 60 アンペア	1,879 円 62 銭																																					
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 16 銭																																					
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット	22 円 89 銭																																					
契約電流 10 アンペア	313 円 27 銭																																					
契約電流 15 アンペア	469 円 91 銭																																					
契約電流 20 アンペア	626 円 54 銭																																					
契約電流 30 アンペア	939 円 81 銭																																					
契約電流 40 アンペア	1,253 円 08 銭																																					
契約電流 50 アンペア	1,566 円 35 銭																																					
契約電流 60 アンペア	1,879 円 62 銭																																					
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 25 銭																																					
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット	22 円 98 銭																																					

	時につき		時につき																	
	上記超過1キロワット時につき	24円26銭	上記超過1キロワット時につき	24円35銭																
第4条 第2項	<p>2.MCNでんきプランC (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>316円24銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>18円28銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21円62銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>23円79銭</td> </tr> </table>		契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円62銭	上記超過1キロワット時につき	23円79銭	<p>2.MCNでんきプランC (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>316円24銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>18円37銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21円71銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>23円88銭</td> </tr> </table>		契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	18円37銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円71銭	上記超過1キロワット時につき	23円88銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭																			
120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円62銭																			
上記超過1キロワット時につき	23円79銭																			
契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭																			
120キロワット時までの1キロワット時につき	18円37銭																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円71銭																			
上記超過1キロワット時につき	23円88銭																			
第4条 第3項	<p>3.MCNでんきプラン低圧電力 (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>		<p>3.MCNでんきプラン低圧電力 (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>972円63銭</td> </tr> </table>		契約電力1キロワットにつき	972円63銭														
契約電力1キロワットにつき	972円63銭																			

契約電力1キロワットにつき 972 円 63 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	16 円 11 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 89 銭
その他季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	14 円 54 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 37 銭

(c)その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	16 円 24 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 10 銭
その他季料金	契約電力×70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	14 円 67 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 57 銭

(c)その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。